

しない・やせない・許さない

ストップ・ザ・不法投棄

最近、ダンブ数台による小規模な捨て逃げ型の不法投棄が急増しています。生活環境に大きな影響を与える不法投棄をなくすには、早期発見・早期対応・早期撤去が大切です。不法投棄をさせない環境を、みんなであつていきましょう。

不審な現場を見かけたら通報しましょう

- ・工事現場でもないのに、重機を使って穴を掘っている。
- ・早朝や深夜に見かけないダンブ



プが出入りしている。
・廃油等を入れたドラム缶が野積みになされている。

不法投棄をされないように土地は適正に管理しましょう

- ・住居から離れた自分の土地は、定期的に見回しましょう。
- ・遊休地で荒れた土地は不法投棄されやすいので、草を刈るなど適正に管理しましょう。
- ・進入防止柵や不法投棄禁止等の掲示板を設置すると、不法

投棄防止に効果的です。

不法投棄は犯罪です

不法投棄をした人は、5年以下の懲役および1,000万円以下の罰金（法人は1億円）が科せられます。

〈問い合わせ先〉

北総県民センター海匠事務所
地域環境室

☎ 64-2825

座廃県民ダイヤル（休日・夜間の緊急連絡先）

☎ 043-223-3801

市役所環境課

☎ 62-5328

市の入札等に参加する場合は

事前に登録が必要です

市が行っている建設工事の発注や業務委託、物品の購入などは、原則として「競争入札参加資格者名簿」に登録されている有資格者を対象にしています。競争入札参加資格者の登録を希望する方は、申請の手続きをしてください。

提出書類／競争入札参加資格審査申請書、添付書類

受付期間／1月22日(月)～2月26日(月) ※業種により受付日が異

〈問い合わせ先〉

財政課契約班

☎ 62-5394

地球温暖化防止

活動推進員を募集します

千葉県では、地球温暖化防止に関する情報提供、助言等を行う、地球温暖化防止活動の普及啓発を図る「地球温暖化防止活動推進員」を募集しています。

活動内容／ボランティアとして、自ら地球温暖化防止活動の実践や、温暖化防止対策の普及啓発活動などを行います。

〈応募資格〉

- 千葉県内に居住、勤務または在学している20歳以上の方
- 熱意を持って活動に取り組める方

- 平成21年3月まで活動できる方

- 氏名等を市町村担当課に知らせることに同意できる方

- 養成講習会を受講できる方

〈養成講習会の日程〉

- 2月2日(金) 午後1時～

- 木更津市民会館

- 2月8日(木) 午後1時30分～

- さわやかちば県民プラザ

- 2月11日(日) 午後1時～

- 千葉県青少年女性会館

- 2月17日(土) 午後1時～

- 東金文化会館

※いずれかの会場で受講。



申し込み方法／千葉県地球温暖化防止活動推進センターに応募申請書を請求し、必要事項を記入の上、郵便・ファクス・電子メールで申し込み。なお、応募申請書はホームページからも入手できます。

http://www.ckz.jp/

締め切り／1月26日(金)

〈申し込み先〉

〒260-0024

千葉市中央区中央港1-11-1

千葉県地球温暖化防止活動推進センター

☎ 043-246-2180

☎ 043-246-6969

FAX 043-246-6969

E-MAIL ccca@ckz.jp

〈問い合わせ先〉

千葉県地球温暖化防止活動推進センター

☎ 043-246-2180

☎ 043-246-2180

千葉県環境生活部環境政策課

温暖化対策推進室

☎ 043-223-4139

※平日、午前9時～午後5時